

平成十一年三月二十六日受領
答弁第一四号

内閣衆質一四五第一四号

平成十一年三月二十六日

内閣総理大臣 小 渕 恵 三

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員佐藤謙一郎君提出食品表示に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員佐藤謙一郎君提出食品表示に関する質問に対する答弁書

「いわて純情米限定栽培」の表示が付された精米のうち農林水産省の定めた「有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（平成四年十月一日四食流第三千八百八十九号農産園芸局長、食品流通局長、食糧庁長官通達。以下「ガイドライン」という。）による減農薬栽培米である旨の表示が付されたものについて、ガイドラインに基づき農薬の使用状況の確認が行われたかどうか等の事実関係をめぐり、関係者の中で見解が異なっていると承知している。

政府としては、「減農薬栽培農産物」等の表示についてガイドラインの趣旨、内容の普及に努めるとともに、ガイドラインに沿った適正な表示が行われることとなるよう、都道府県とも連携して指導してまいりたいと考えている。